

外来生物法 について

この法律は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、2005年に施行されました。

問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定して、飼養、栽培、保管、運搬、輸入等を規制し、防除等を行うこととしています。

違反の内容によっては、最高で

個人：懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金

法人：1億円以下の罰金

が科せられる場合もあります。

外来生物

侵略的な外来生物
(特定外来生物)
※148種選定
(H30.4現在)

アレチウリ
オオキンケイギク など

生態系被害防止外来種
※429種選定
(H30.4現在)

セイタカアワダチソウ
など

生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

○飼育、栽培、保管及び運搬することを原則禁止

(※研究目的などで、逃げ出さないように適正に管理する施設を持っているなど、特別な場合には許可されます)

○輸入することを原則禁止

(※許可を受けている者は、輸入することができます)

○野外へ放つ、植える及びまくことを禁止

○許可を受けている者が、許可を持っていない者に対して譲渡、引渡し(販売も含む)などを行うことを禁止
(許可を受けて飼養等する場合、その個体にマイクロチップを埋め込むなどの**個体識別等の措置をとる義務**があります)

特定外来生物以外は外来生物法に基づく規制の対象にはなりませんが、今後の外来種対策の基礎的情報として、様々な主体へ適切な行動を呼びかける種として選定されています。

侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種です。



開花期のオオキンケイギク



花が似ていて間違いやすい
キバナコスモスの葉

オオキンケイギク

○生態 (キク科・原産国:北アメリカ)【多年草】

5月～7月頃に一斉に開花→開花後に結実

○繁殖の方法

大量の種子によります。地面に落ちた種子は発芽可能な状態で数年間生存し続けることがあります。

○他の植物への影響

特に河川敷固有の在来種との競合や駆逐など、悪影響を与える恐れがあります。

○特徴

花びらの先が4～5つに裂けていて、葉の両面に粗い毛があります。細長い葉は先端にいくほど広くなり、先は丸みがあります。根元から多数の茎を伸ばします。



開花期～結実前

(抜き取りが効果的ですが、根元からの刈り取りでも効果があります。)

効果的な
駆除の時期